

令和6年5月 第27回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和6年 5月 27日(月)				
開催場所		リリックおがわ2階 会議室1、2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1 時 30 分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 3 時 05 分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子(会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	(1)	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	(12)	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		13名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	欠席
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	8名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					奥田 賢一	事務局長
					森澤 千紘	次長
					櫻井 翔太	主事

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第4号 令和6年度農繁期標準労働賃金について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第27回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和6年5月第27回総会を開会いたします。
開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めております。本日は議席番号13番「柴崎勝」委員、推進委員「永島和夫」委員より欠席の報告を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号12番「福島由博」委員、1番「中野勝」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手など、農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

また、「全部効率利用要件」については、新規で農地を取得するため、他に経営農地がないことから、この要件については特に確認する必要はありません。

残りの1要件、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

なお、新規就農者である譲受人について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」1枚目をご覧ください。

譲受人は毛呂山町にお住いの52歳。主な作目構成はさつまいもです。

営利目的ではなく家庭菜園として農地を耕作される予定です。

農作業歴は約20年。毛呂山町の奥様の実家のお手伝いをされているとのことです。現在個人名義で農地の貸し借り、所有はしておらず、今回の農地を取得後は小川町に暮らすお母様と2人でさつまいもを植えて管理していくとのことです。

事務局

なお、農機具については草刈り機を4台、軽トラ1台、トラクター1台、耕運機3台を所有しています。

第27回定期総会議事録

事務局

譲受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。
 現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。
 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

8番田下委員

8番田下が報告いたします。5月20日、公民館に集合し、農業委員5名、推進委員2名、計7名で現地調査を行いました。現地は耕耘してきれいになっている状態でさつまいもが植わっておりました。農地として使用するに問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは申請番号2番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。
 (申請番号2番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。□

なお、譲受人につきましては現在の所有農地が1000m²以下であり、小規模なため新規就農者と同じ取り扱いとしておりますので補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」2枚目をご覧ください。

譲受人は下横田にお住いの75歳。主な作目構成はねぎ、さつまいも、じゃがいも、里芋、ブロッコリー、大根、玉ねぎです。

経営方針は無農薬で、取れた野菜は自宅及びあゆみお泊りデイサービスの食事へ提供していることです。

事務局

農作業歴は55年。現在、自営の会社の代表取締役になっており、仕事の傍ら農業にも勤しんでおられるとのことで、息子さんが年間100日程度手伝う予定です。

なお、農機具については軽トラ、トラクター、耕運機、草刈機のほかダンプ、ユンボを1台ずつ所有しています。

第27回定期総会議事録

事務局

譲受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。
現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。
最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

4番田中委員

4番田中が報告いたします。5月20日8時半に公民館に集合し、農業委員5名、推進委員2名、計7名で現地調査を行いました。経営農地については、すべて適正に耕作又は管理されており、その地域の農地や農作業への支障はありません。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

「農地法第5条の規定による許可申請」とは、農地の売買または貸し借りなど、権利移動を伴う農地転用のことで、市街化調整区域内において、農地を農地以外に変更したい場合は埼玉県知事の許可が必要になります。

今回は、市街化調整区域内の農地を寄付して境内地（農地以外）に転用を行う申請となりますので、「農地法第5条の規定による許可申請」の議案となります。当農業委員会に於いては、その適否をはかり、その結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

事務局

本申請について、大規模な造成計画はなく、整地は自分で行うとのことですので工事資金はかかりません。また、隣接農地所有者の同意書が添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
よろしくお願ひします。

第27回定期総会議事録

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

1番中野委員

1番中野が報告いたします。5月25日9時に役場の駐車場に集まり、農業委員2名、推進委員3名、計5名で現地調査を行いました。現地は説明にあったとおり境内地に隣接しており、周辺との調和要件におきましては問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくおねがいいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、申請番号2番につきまして説明させていただきます。

(申請番号2番について説明)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賄われており、それを証する書類が添付しております。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
よろしくお願いします。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員吉田委員

推進委員の吉田が報告いたします。5月22日8時30分に農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。現地は分筆がなされ杭が打たれており、草刈りがされ、管理されておりました。なお、分筆前の3筆はすべて休耕中で周囲への影響はないと思われます。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

第27回定期総会議事録

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第2号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議長 日程4、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農業振興地域整備計画の変更について「小川町長から、小川町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に伴う意見を求められたので、意見の決定を諮る。」とのことです。

町の農業振興地域整備計画で指定している農用地区域（通称「青地」）を農地転用をする場合には、まず、指定を外す手続き（除外）が必要となります。

そして、市町村が農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、除外をするとき（農業振興地域整備計画の変更をしようとするとき）は、農業委員会の意見を聞くものとするとしてありますので、今回議案となっている次第です。

この度、町より1件の除外案件について、当委員会に意見が求められていますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番について説明)

除外後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に調査区は、八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

2番島田委員 2番島田が報告いたします。5月20日8時30分に公民館に集合し、農業委員4名、推進委員2名、計6名で現地調査を行いました。申請地は現状畑なのですが、一部じゃがいもかネギの作付けがしてありました。住宅を建てる土地は耕耘してきれいになっておりました。排水は浄化槽を設置し道路側溝へ流すとのことで水利組合の同意書もあり、問題なしと思われます。周りの農地、住宅等に影響なしですので大丈夫と思われます。以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

第27回定期総会議事録

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

日程5、議案第4号「令和6年度農作業受託料金について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号「令和6年度農作業受託料金について」、令和6年度農作業受託料金について、意見の決定を諮る、とのことです。

これは、農繁期における各農家の農作業受託料金を決める際の参考としてご利用いただくために、あくまでも目安として、農業委員会が情報提供するものです。

農業委員会法第6条第2項第2条②には「農業一般に関する調査及び情報の提供に関する実務を行うことができる」とあり、農作業受託料金の公表につきましてはこの一環にあたります。毎年、農業会議が「農作業料金・農業労賃に関する調査」を実施するのですが、その際の調査の方法として「農業委員会総会で諮り、農業委員の意見聴取、検討の上とりまとめ」とありますので、今回の総会でお諮りいただく次第です。

なお、こちらの情報は小川町広報おがわとホームページに掲載する予定です。

それでは、議案書11ページの議案第1号（資料）をご覧ください。

令和6年度農作業受託料金について、ということで下の表にありますとおり、各作業につきまして10アール当たりの単価を定めていただきます。

議案書12ページの【参考資料1】をご覧ください。こちらは過去2年の受託料金が記載されております。表の左から「令和4年度」「令和5年度」の受託料金、そして令和5年度の受託料金（案）、資料提供受託者の平均額、受託者1～5のそれぞれの金額となっております。

資料提供の受託者については、小川町内で広く耕作してくださっている認定農業者2名、組合組織3団体となっております。

受託者1から受託者5の部分をご覧いただくとお分かりのとおり、受託料金を下げる受託者があることから、令和6年度の平均が全体的に下がることとなります。特に水田耕耘、水田代掻き、稻刈（コンバイン）、麦刈（コンバイン）の平均が去年の受託料金より低くなっています。今般、物価が高騰している状況ではありますが、先ほど申し上げたとおり、この金額はあくまでも目安ですので、参考としてご理解いただき、審議していただきたいと思います。

それでは、令和6年度の案を読み上げます。

(令和6年度（案）読み上げ)

最後に13ページには、【参考資料2】として、小川町の令和5年度の賃金と嵐山町における令和6年度の標準労働賃金の表を掲載させていただきました。例年、類似団体との比較として、嵐山町の賃金を掲載しています。なお、嵐山町の耕起は「水田耕起」とのことです。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

第27回定期総会議事録

議長

ありがとうございました。

まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

3番関口委員

はい。

議長

はい。関口委員。

3番関口委員

3番関口です。6年度の案としてなっていますが燃料費が高騰しておりますので、そこも考慮した金額設定にした方がよろしいかと思います。この金額だと自分だったら受けにくいです。

7番河村委員

すいません。

議長

はい。河村委員

7番河村委員

7番河村ですけど。案は平均価格ということですが、平均じゃないとだめなのでしょうか。あくまで目安だとおもうで平均をとって下げる必要はないかとおもうのですが。

事務局

事務局です。おっしゃる通り案は平均値をとっておりますが総会の中でのご意見で最終的な公表値を決めていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

7番河村委員

じゃあ別に下げる必要はなく、現状維持でいいんじゃないかなと思います。

議長

そうですね。昨年と比較するとだいぶ下がっている印象ですね。燃料価格の高騰も考えると下げるというのは厳しいかもしれませんね。

3番関口委員

代掻き等も年々下がっていますので4年度に戻してはどうでしょうか。

議長

関口委員からご意見ありましたかほかにはありますか。

7番河村

7番河村です。関口委員の意見もわかるのですが、令和5年度に据え置いて労務賃を平均にしてはどうかと思います。

議長

あくまで基準ということですので受ける側とお願いする側のことも考慮して決めていきましょう。

3番関口委員

ほかにも条件の悪いところは割増し等も考えてもらいたいですね。

議長

「条件により作業料金は割増しとなります。」等載せることはできますか。

事務局

総会の中でそのような表記を追記することで可決されるのであれば、載せることは可能ですか。

第27回定期総会議事録

事務局	また、事務局からの提案になりますが、毎年の受託料金の案につきましては平均値で提案させていただいておりますが、皆様のご意見も踏まえ、価格は5年度に据え置き、労務賃は現在の埼玉県の標準労働賃金を下回っていることもあり平均値に値上げ、関口委員のご意見も踏まえ、「圃場の条件により作業料金等は割増しとなります」といった旨を追記する形で情報提供できたらいかがかとおもいます。ご審議のほどよろしくおねがいいたします。
3番関口委員	3番関口です。燃料が高騰していますので代掻きは900円がいいと思います。
11番神田委員	私も900円でいいと思います。
議長	はい。今、事務局より提案があり、関口委員からも意見がありました、代掻きは900円、そのほかは令和5年と同額で据え置き、労務賃につきましては1060円に値上げ、そのほか、「ほ場の条件により作業料金が割増となります」の一文を書き加えていただくという形でよろしいでしょうか。
農業委員	はい。
議長	それでは推進委員のみなさん、ほかになにかいなかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号「令和6年度農作業受託料金について」につきまして、 (議案第4号(資料)決定した金額を読み上げる) 以上のとおり、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第4号については可決、承認されました。ありがとうございました。
	次に、日程6、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は4件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
事務局	はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことあります。 申請番号1番から順に報告いたします。 (申請番号1番から順に読み上げる) 以上、報告いたします。
議長	ありがとうございました。 次に、日程7、報告第2号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を上程いたします。事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第2号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、「農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

第27回定期総会議事録

事務局

農業委員会は毎年度、推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価結果を取りまとめたものを、法第37条の規定により適切な方法で公表し、県知事に報告することになっております。

この公表・報告は、農地利用最適化交付金の事業実施要件にもなっており、小川町農業委員会では、毎年この時期に総会で報告の上、適正に公表・報告を行っております。

それでは別添の報告第2号（資料）をご覧ください。

令和5年度当初に設定した目標に対し、結果を記載していく構成となっておりますので、主な結果を読み上げ報告いたします。

2ページをご覧ください。1、最適化活動の成果目標について、③実績をご覧ください。「今年度の新規就農面積」については令和5年度中の3条許可、また利用権設定をされた農地の面積を記載しています。農業委員会の点検結果につきましては「農地法3条の下限面積要件の改正により農地取得のハードルが下がり、新規就農者が増加した」という結果となっております。

つづきまして、3ページをご覧ください。遊休農地の解消状況について、③実績を見ていただきますと解消実績面積が5.77ヘクタールとなっております。こちらは令和4年の農地パトロールで遊休農地判定だった農地が、令和5年度の農地パトロールで耕作、管理地の判定になった農地の面積です。農業委員会の点検結果としては昨年とほぼかわらず、「昨年度に比べ遊休農地が解消された部分もあるが、谷津や山際の農地については人が入れないほど山林化している状態の農地もあり、獣害も含め対応が必要」という結果となっております。

つづきまして4ページをご覧ください。③実績表の右下、参入経営対数には令和5年度の新規就農者の人数と取得面積を記載しています。農業委員会の点検結果には「下限面積要件の撤廃により新規就農者は増加傾向であるが、いずれも小規模であり経営拡大の意向が少ないと、農地については遊休化している場合も多く、農家用の住宅を探すのも困難なため新規就農や営農継続が難しい状況」を記載しております。

事務局

以上、主な実績の報告とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

次に「その他」について、その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

（挙手なし）

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和6年5月第27回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後3時5分です。